〇総務省告示第二百一号

電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、 周波数割当計画 **令**

和二年総務省告示第四百十一号)の一部を次のように変更する。

令和五年六月一日

総務大臣 松本 剛明

次 の表により、 変更前 欄に掲げる規定 の下線を付し 又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変

更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲 んだ部 分のように改める。

変 更 後					変 更 前						
第2 周波数割当表					第2 周波数割当表						
[1~7 略]					[1~7 同左]						
周波数割当表						周波数割当表					
[第1表 略]						[第1表 同左]					
		第	2表 27.5MHz - 1	0000MHz				第2表 [同左]		
[略]	国内分配(MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	[同左 国内分酯		(MHz) 無線局の目的		周波数の使用に関する条件		
	(4)		(5)	(6)		(4)		(5)	(6)		
[睢]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左	[同左]	[同左	[同左]	[同左]		
			_]	_			
	465-	移動	簡易無線通信業	アナログ方式への割当ては、別表7-		465-	移動	簡易無線通信業	割当ては、別表7-1による。		
	465. 175		務用	1による。使用は、令和6年11月30日		465. 175		務用	使用は、令和6年11月30日までに阝		
			ļ	までに限る。					0		
			ļ	デジタル方式への割当ては、別表7-							
				3による。							
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左	[同左]	[同左]		
			_]	_			
	468. 54375-	移動	簡易無線通信業	アナログ方式への割当ては、別表7-		468. 54375-	移動	簡易無線通信業	割当ては、別表7-1による。		
	468. 875		務用	1による。使用は、令和6年11月30日		468. 875		務用	使用は、令和6年11月30日までに降		
	Ј87			までに限る。		Ј87			0		
				デジタル方式への割当ては、別表7-				į			
			<u> </u>	3による。							
		気象衛	公共業務用				気象衛	公共業務用			
		星(宇	一般業務用				星(宇	一般業務用			
		宙から					宙から				
		地球)					地球)				

	J86		
[略]	[略]	[略]	[略]

[第3表 略]

「国内周波数分配の脚注 略]

「別表1-1~別表7-2 略]

別表7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351. 03125MHz以上351. 63125MHz以下の周波数であって、351. 03125MHz及び351. 03125MHzに6. 2 5kHzの自然数倍を加えたもの、465. 034375MHz以上465. 153125MHz以下の周波数であって、465. 034375MHz及び465. 034375MHz以上465. 153125MHz以下の周波数であって、465. 034375MHz及び465. 034375MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの、467MHz以上467. 4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びに468. 796875MHz以上468. 853125MHz以下の周波数であって、468. 796875MHz及び468. 796875MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの

[別表7-4~別表11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

備考 表中の「] の記載は注記である。

	J86		
[同左]	[同左	[同左]	[同左]
]		

「第3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

「別表1-1~別表7-2 同左

別表7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351. 16875MHz以上351. 38125MHz以下の周波数であって、<u>351. 16875MHz</u>及び<u>351. 16875MHz</u>に6. 2 5kHzの自然数倍を加えたもの<u>並びに</u>467MHz以上467. 4MHz以下の周波数であって、467MHz及び4 67MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの

「別表 7 - 4 ~ 別表 11 - 3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]